

事後審査型条件付一般競争入札の注意事項

1. 事後審査型条件付一般競争入札について

- ① 一般競争入札であるため、指名通知は行いません。太子町役場庁舎前掲示場又は太子町ホームページで公告しますので、各自で公告を確認してください。
- ② 当該入札は、次の書類を『太子町が指定する封筒（郵送用封筒例）』に同封し、一般書留郵便、簡易書留郵便等、対面授受が可能な送付、又は持参のいずれかの方法により提出してください。
※特定記録郵便、レターパックライトなど郵便受けに投函されるものの送付は無効となります。
 - ・ 入札書
 - ・ 工事費等内訳書総括表（※工事の場合のみ）
 - ・ 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1-①号または様式第1-②号）

2. 事後審査型条件付一般競争入札の流れ

別に示す『事後審査型条件付一般競争入札フローチャート』を参照ください。

3. 入札書等の入手方法

入札書、工事費内訳書、入札参加資格確認申請書（様式第1-①号または様式第1-②号）、質問書、入札関係書類提出書（様式第2号）については、太子町ホームページより入手してください。※入札参加者の機器環境等の都合により、ダウンロードできない場合は、太子町政策総務部総務財政課へお問い合わせください。

4. 入札書の記載方法

- ① 入札書の金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額を記載してください。
- ② 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合、くじ用数字を使って抽選を行うので、入札額以外に任意の3桁の数字を入札書の所定の欄に記入してください。
- ③ 入札書及び確認申請書の日付は、公告で示された「開札日」を記入してください。郵便局への差出日や到着期限ではありません。
- ④ 入札者は、入札参加者名簿に登録されている代表者（本店から営業所等に委任している場合は、営業所等の代表者）とし、使用印は、太子町入札参加資格審査申請により登録されている使用印を使用してください。代理人による入札は無効となります。

5. 工事費等内訳書総括表の記載方法（※工事の場合のみ）

- ① 工事費等内訳書総括表に記載の工事価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額）は、入札金額と一致させてください。異なる価格での入札は無効とします。
- ② 工事費等内訳書総括表の商号又は名称、代表者職氏名欄は入札者を記入してください。また、印鑑は入札書と同じ印鑑を使用してください。

6. 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1-①号または様式第1-②号）の記載方法

- ① 申請書の日付は、公告で示された「開札日」を記入してください。郵便局への差出日や到着期限ではありません。
- ② 申請者は入札者としてください。また、印鑑は入札書に使用したものと同一印鑑を使用してください。
- ③ 工事施工実績を入札参加条件としていない場合は、実績欄の記入は不要です。

7. 仕様書等に対する質問及び回答

- ① 仕様書等に関する質問については、公告に示す期限までに指定された方法で提出してください。
- ② 指定された方法で送信後、必ず電話で着信の確認をしてください。
- ③ 質問のない場合は、連絡や提出の必要はありません。
- ④ 公告で示した方法以外での提出は受付をしません。
- ⑤ 回答は、太子町ホームページに掲載する方法により行います。

8. 入札書の提出方法

- ① 入札書等を『太子町が指定する封筒（郵送用封筒例）』に封入し、開札日前日の午後5時までに到着するように、一般書留郵便、簡易書留郵便等、対面授受が可能な送付、又は持参のいずれかの方法により太子町政策総務部総務財政課へ提出してください。
※特定記録郵便、レターパックライトなど郵便受けに投函されるものの送付は無効となります。
※持参の場合も、必ず『太子町が指定する封筒（郵送用封筒例）』のとおり封かんしてください。
※役場の郵便受けへの直接投函はできませんので注意してください。
- ② 提出は1件の入札につき1通とします。

- ③ 封筒の裏面には、件名、開札日、入札者の名称及び所在地を記載してください。
- ④ 郵送にかかる費用は入札参加者の負担となります。
- ⑤ 郵便局によっては、書留等の取扱時間が違うので、事前に把握するようにしてください。
- ⑥ 郵便事情により通常の配達期間では届かない場合等も考えられますので、時間に余裕をもって手続きしてください。（到着までの期間については、郵便局窓口で確認してください。）
- ⑦ 指定された方法以外での入札書又は到着期限後に届いた入札書は無効とします。
- ⑧ 入札書を提出される前に、必ず『事後審査型一般競争入札チェックシート』を確認してください。

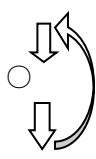
9. 開札の傍聴及び立会い

- ① 事後審査型条件付一般競争入札にかかる開札は、傍聴することができます。
- ② 公告に示す時間内に太子町政策総務部総務財政課窓口で申し込みをした先着 10 名（1 日の開札につき）を傍聴人として決定します。

10. くじの方法

- ① 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が 2 者以上の場合は、直ちにくじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決定します。
- ② くじの方法は、次のとおりとします。ただし、別にくじの方法を定めた場合は、その定めによるものとします。
 - (1) あらかじめ入札書に任意の 3 桁のくじ用数字を記載する。
 - (2) 開札立会人により当該案件における 3 桁の乱数を抽選で決定する。
 - (3) 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下 3 桁の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を 0 として、有資格者名簿の業者番号の昇順にくじ番号を付す。（業者番号の最大の者以降は、最小の者に戻り残りを昇順に付す。）くじ値の最小値の者が複数ある場合は、くじ値の最小値の者のうち業者番号の最小の者を 0 とする。
 - (4) 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付されたくじ番号が一致した者を落札候補者とする。
 - (5) 他の者は落札候補者から昇順に順位を付すものとする。
 - (6) 入札書にくじ用数字が記載されていないとき、又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を 0 とする。
 - (7) 最低の価格以外で同額となった者が 2 者以上の場合における順位の決定も同様に行うものとする。
 - (8) 入札参加資格に複数の登録業務を指定している場合で、同一業者において、指定業務ごとに業者番号が存在する場合は最小の業者番号を使用することとする。

（例）

業者番号	業者名	入 札 書 記載金額	くじ用 数字(1)	くじ値 (1)+乱数	くじ番 号 (3)	結 果	資格確認を 行う順位(4)	
10000011	A 社	10,000,000	789	432	2		第 4 候補者	
10000025	B 社	10,000,000	なし (0)	643	3	落札候補者	第 1 候補者	
10000136	C 社	10,000,000	456	099	0		第 2 候補者	
10000350	D 社	10,000,000	123	766	1		第 3 候補者	

立会者による乱数(2)（抽選で決定） 643

（同価格の者の入札書に記載されているくじ用 3 桁の数字合計＋乱数）÷同価格の入札者数
 ＝（789＋0＋456＋123＋643）÷4 ＝ 2,011÷4 ＝ 502 余り「3」

11. 落札候補者への連絡

- ① 落札候補者には電話で連絡しますので、開札日には、連絡を受けられる体制を整えておいてください。
- ② 落札候補者は、公告に示す書類を落札候補者が決定した翌日までに提出しなければなりません。提出がない場合は、落札候補者の資格を失います。

12. 落札者の決定

- ① 落札候補者から提出された書類等に基づいて入札参加資格の確認を行い、開札日から原則として 3 日以内に落札者を決定します。
- ② 落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまでこれを繰り返します

13. 入札結果の公表

入札結果は、落札者が決定した後に太子町ホームページ及び太子町政策総務部総務財政課窓口で公表します。

入札結果公表までの間に、本件に関するお問い合わせについては一切お答え出来ません。